

3月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和4年3月22日（火）
開催時間	午前10時00分
開催場所	市役所本館6階 大会議室
出席委員	中山 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員 藤井 委員
出席職員	田中副教育長・小山教育監・万代次長・木下次長・式教育政策課長・黒井学校教育推進課長・光岡人権教育課長・山本学務給食課長・打抜教育センター所長・松田生涯学習課長・谷桂青少年会館長・岸安中青少年会館長・吉川こども若者部長・阪本こども施設運営課長・石田こども若者部参事兼放課後児童育成室長・新堂魅力創造部長・川添文化・スポーツ振興課長・出水文化・スポーツ振興課長補佐

【中山教育長】 それでは、3月定例教育委員会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、水野委員を指名しますのでよろしくお願い致します。

なお、本日はこども若者部長に委任している事務に関する議事が予定されておりますので、吉川こども若者部長、阪本こども施設運営課長及び石田こども若者部参事兼ねて放課後児童育成室長にも出席いただいております。

また、市長部局で策定の「八尾市芸術文化推進基本計画」についての報告が予定されておりますので、川添文化・スポーツ振興課長及び出水文化・スポーツ振興課長補佐にも出席いただいております。

なお、新堂魅力創造部長の方は遅れて出席いただけると聞いております、よろしくお願い致します。

【中山教育長】 では、2月3日臨時教育委員会会議録の承認について審議いたします。

委員の皆様、この件に関して何か質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、2月3日臨時会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 では、2月15日臨時教育委員会会議録の承認について審議いたします。委員の皆様、この件について何か質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、2月15日臨時会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 続きまして、2月定例教育委員会会議録の承認について審議いたします。委員の皆様、この件について何か質疑ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、2月定例会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 それでは、教育長及び教育委員の報告に移ります。まず教育長報告ですが、お手元配付の資料のとおりでございます、ご確認ください。

(教育長報告)

2月21日(月)	定例教育委員会 令和3年度市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議 (オンライン会議)
2月22日(火)	3月市議会定例会本会議(第2日)
2月24日(木)	3月市議会定例会本会議(第3日)
2月25日(金)	3月市議会定例会本会議(第4日)
2月28日(月)	3月市議会定例会本会議(第5日) 予算決算常任委員会(全体会)
3月1日(火)	学校訪問(大正北小学校)
3月2日(水)	部長会
3月3日(木)	文教常任委員会
3月4日(水)	予算決算常任委員会(文教分科会)
3月8日(火)	3月市議会定例会本会議(第6日)
3月14日(月)	令和4年交通安全学習帳贈呈式
3月15日(火)	教育委員協議会 臨時教育委員会
3月16日(水)	ランドセルカバー 感謝状贈呈式
3月17日(木)	予算決算常任委員会(全体会) 校長会

【中山教育長】 3月1日(火)に学校訪問で大正北小学校に行かせていただきました。この1年間、機会があるごとに、また時間がある度に学校訪問を重ねさせていただきます。

た。この日の学校訪問をもって、今年度の学校訪問は最終となりました。どの学校も皆様とっても頑張っておられて、このコロナ禍で学校現場は本当に大変でしたけれども、子どもたちの成長を促す取り組みをしっかりとやっていただけたと思っています。

3月16日（水）にはランドセルカバーの感謝状贈呈式に出席いたしました。新1年生に向けての交通安全を願ったランドセルカバーです。また新年度、子どもたちが付けて歩いている姿を見ていただけるかと思います。

委員の皆様から報告がありましたらお願いします。

【藤井委員】 2月21日（月）の午後7時から、非公式ですが、オンラインを利用して、尼崎市の教育委員の中平委員、伊丹市の教育委員の西岡委員、それと滋賀県豊郷町の教育委員の安食委員と八尾市からは水野委員がご参加くださいます。5人でざっくばらんに教育委員のお仕事等について様々意見交換をいたしました。もともとは中平委員と私が友人でして、他市の教育委員の方々がどういった活動をされているのか等、非常に興味を持っておられて、声を掛けていただきました。例えば、尼崎市であれば、市民の方々に対する教育委員会の活動のPRが非常に大事だということで、例えばフェイスブック等で教育委員会のページを立ち上げて、活動を日々アップされているということをおっしゃっていました。大変盛り上がりまして、こういった会は非常に勉強にもなりますし、刺激にもなりますので、今後また機会があれば開催できればと思います。

以上です。

【中山教育長】 我々も声を掛けていただいていたしましたが、それぞれ所用もありまして、今回は藤井委員と水野委員にご参加いただきました。

水野委員、今のご報告に関して何かありましたら。

【水野委員】 これまで文部科学省に行つての研修やズームでのオンライン会議に参加させてもらいまして、尼崎市の委員の方と一緒にしたこともありました。今回はインフォーマルということでしたが、教育委員としてどういった役割を担うべきかといったことをすごく考えさせられましたし、他の教育委員会の委員の方々がどういう活動をしておられるのか、例えば学校訪問のやり方についてお聞きしたりして大変参考になりました。また機会があれば参加させていただきたいと思います。藤井委員ありがとうございました。

【中山教育長】 他の委員の皆様、何かご報告ありませんでしょうか。よろしいですか。それではないようですので、次に進ませていただきます。

{議案審議}

【中山教育長】 それでは、議案審議に入らせていただきます。

議案の審議に入らせていただく前に、本日審議いたします議案のうち、議案第9号「令和4年度八尾市教育委員会の人事に関する件」につきましては、人事案件でありますことから、本案件にかかわる審議は非公開としたいと思います。委員の皆様それでよろしいで

しょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第9号につきましては、後ほど非公開で審議することといたします。

議事の進行の都合上他の議案の審議及び報告等々に進ませていただきます。

それでは議案第8号「八尾市教育委員会文書取扱規程制定の件」について審議いたします。

提案理由を式教育政策課長より説明願います。

【式教育政策課長】 それでは、ただいま議題となりました議案第8号「八尾市教育委員会文書取扱規程制定の件」について、ご説明させていただきます。

本件は、八尾市教育委員会文書取扱規程を制定するにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由についてであります。これまでも教育委員会事務局における文書の取扱いにつきましては、市長部局と同様の取扱いを行っているところですが、令和4年4月から電子決裁の導入が予定されていることもあり、事務局における文書取扱いの根拠を明確にするため、本案を提出するものです。

規定の内容といたしましては、お手元の規程案のとおり、教育委員会における文書の取扱い等については、別に定めるもののほか、市長事務部局の例によることを定めるものです。また、施行時期につきましては、令和4年4月1日から施行いたしますのでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますよう、よろしく願いたします。

【中山教育長】 この件につきまして、委員の皆様、質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑等ないので採決に移らせていただきます。

議案第8号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって議案第8号「八尾市教育委員会文書取扱規程制定の件」について、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号「八尾市いじめ調査委員会委員の委嘱の件」について、審議いたします。提案理由を光岡人権教育課長より説明願います。

【光岡人権教育課長】 議案第10号「八尾市いじめ調査委員会委員の委嘱の件」につきましてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、委員会の

議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定するいじめ重大事態が生起し、事実関係を明確にするための調査を行う必要が生じた場合、八尾市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 6 条の規定に基づき、調査を担っていただく委員を委嘱する必要がございます。

八尾市いじめ調査委員会委員名簿(案)をご覧ください。現在の委員 3 名の任期満了等に伴い、このたび弁護士 2 名、臨床心理士 1 名の計 3 名の方を新たな委員としてご提案するものでございます。なお、任期につきましては、現在の委員の残りの期間、令和 4 年 3 月 22 日から令和 5 年 12 月 21 日までの期間でございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、報告とさせていただきます。

【中山教育長】 委員の皆様、質疑等ございませんでしょうか。

【水野委員】 職域団体からの推薦で、この 3 人の先生方に委嘱するということよろしいでしょうか。

【光岡人権教育課長】 弁護士の方は大阪弁護士会、臨床心理士会の方は、大阪臨床心理士会の方からご推薦いただいて、この度委嘱を行うものでございます。

【中山教育長】 職域団体からご推薦いただいたということで、末永弁護士につきましては、これまで調査補助員として入ってくださっていたということよろしいでしょうか。

【光岡人権教育課長】 はい、調査補助員として入っていただいておりますが、今後は、調査員として加わっていただくということで、ご推薦いただきました。

【中山教育長】 八尾市の実情も分かっていると思いますのでよかったですと思います。他の委員の皆様、質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、質疑等ないので採決に移らせていただきます。議案第 10 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 それでは議案第 10 号「八尾市いじめ調査委員会委員の委嘱の件」について、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 11 号「八尾市図書館処務規則の一部改正の件」について審議いたします。提案理由を松田生涯学習課長より説明願います。

【松田生涯学習課長】 ただいま議題となりました議案第 11 号「八尾市図書館処務規則の一部改正の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、八尾市図書館処務規則の一部を改正するにつき、教育長に対する事務委任等に

関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決をお願いするものでございます。

提案理由についてでございますが、八尾市教育委員会事務専決規程の例外として図書館長の専決事項として定めるにあたり、八尾市図書館処務規則の一部を改正する必要があるため、本案をご提出するものでございます。

それでは、恐れ入りますが「八尾市図書館処務規則の一部改正新旧対照表」をご覧ください。

改正内容でございますが、第6条第1項において「館長は」の次に「、八尾市教育委員会事務専決規程（平成20年八尾市教育委員会規程第4号）第4条第1項の規定にかかわらず」を加え、「次の事項を専決する」を「次の事項について専決することができる」に改め、同条第1号中、「第5条各号に規定される」を「前条に規定する」に改め、同条第2号から第4号までを、第2号、所属職員の休暇（特別有給休暇を除く。）、遅参及び早退を承認すること。第3号、所属職員の出張を命令し、及びその復命を受理すること。第4号、所属職員の時間外勤務及び休日勤務を命令すること。にそれぞれ改めるものでございます。

なお、この規則につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、はなはだ簡単な説明ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 図書館処務規則の改正ということで、新旧対照表を見ていただくと、一番分かりやすいかと思えます。

委員の皆様、質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは質疑等ないようですので、採決に移らせていただきます。議案第11号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第11号「八尾市図書館処務規則の一部改正の件」について、原案どおり可決いたしました。

それでは続きまして、議案第12号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」について審議いたします。

提案理由を松田生涯学習課長より説明願います。

【松田生涯学習課長】 それでは、議案第12号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、入室児童の増加に伴う児童室の整備等に伴い、児童室の名称、位置及び定員について変更するにつき、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の「新旧対照表 八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正」をご

覧ください。

改正の内容でございますが、別表第1（第2条関係）におきまして、「安中地区第3放課後児童室」定員40名及び「曙川地区第3放課後児童室」定員40名の放課後児童室を新たに設置し、高安西地区第1放課後児童室及び高安西地区第2放課後児童室の定員を60名から40名にそれぞれ改め、「高安西地区第4放課後児童室」定員60名及び「上之島地区第3放課後児童室」定員40名の放課後児童室を新たに設置するものでございます。

なお、この規則につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

【中山教育長】 提案理由の説明が終わりましたが、質疑に入る前にこども若者部から補足等ありましたらお願いします。

【石田こども若者部参事兼放課後児童育成室長】 補足といたしますか、現状をお伝えをさせていただけたらと思っております。

小学校の児童数については、全体的に微減傾向にありますけれども、放課後児童室の利用者数につきましては、過去から毎年増加し続けるというところではございました。ただ、コロナの影響で令和3年度、今年度につきましては初めて減少に転じたという状況でございます。令和4年度に向けまして、入室に向けた調整をしておりますが、傾向としましては減ったままになるという状況でございます。

今後につきましては、コロナの収束等の状況によるとは思いますが、また以前のように増加に転じるのではないかと予想をしているところでございます。市全体の申込みの状況としましてはこのような状況でございますけれども、小学校ごとに申請の増減がございますので、今回増加に転じているところにつきましては、児童室を増やす必要があるということで、今回の提案をさせていただいたという状況でございます。

以上になります。

【中山教育長】 委員の皆様、質疑等ありましたらお願いします。

【岩井委員】 今回増加した部屋の確保はどのようにされたのか、もう少し詳しく教えてください。

【石田こども若者部参事兼放課後児童育成室長】 部屋の確保につきましては、各小学校、学校の現場、校長先生等とも調整をさせていただきまして、貸していただくということで調整をしております。専用教室をお借りできるというところと、併用教室として利用させていただけるところ、各学校の状況に応じた形で対応しておりますのでよろしくお願いいたします。

【岩井委員】 それぞれの学校と状況をよく相談していただいて、進めていただいているということですので、今後もよろしくお願いいたします。

【中山教育長】 今、専用教室と併用教室という言葉が出ましたが、この4か所、今分かる範囲でどこが専用で、どこが併用か教えていただけますか。

【石田こども若者部参事兼放課後児童育成室長】 安中地区につきましては、併用教室として対応しております。曙川地区につきましても、併用教室ということで対応しております。高安につきましても、併用教室の利用していただける形です。上之島小学校につきましては、専用教室として対応しております。

【中山教育長】 コロナ渦で子どもたちが減っているということですが、6年生まで八尾市は受け入れています、何か学年ごとの傾向というものはあるでしょうか。

【石田こども若者部参事兼放課後児童育成室長】 学年ごとの傾向でございますが、高学年になりますと以前から退室する児童が増える傾向がありますので、利用率としましてはもともと低かったところですが、新型コロナウイルス感染対策の観点から家庭保育の協力を依頼させていただきまして、4、5、6年生につきましては、おうちで留守番等出来る状況であるということもあったのではないかと考えており、今年度につきましては高学年、4、5、6年生の割合が特に減っているという状況でございます。

【中山教育長】 コロナの影響が出ていると理解させていただきました。

他の委員の皆様、質疑等ございませんか。

それではないようですので、採決に移らせていただきます。議案第12号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第12号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」について、原案どおり可決いたしました。

{報告事項}

それでは続きまして、報告事項に移らせていただきます。「いじめの重大事態事案への対応について」につきましては、八尾市個人情報保護条例第14条第1号の当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、公開可能な時期が来るまでは非公開とすべき内容となりますので、この報告につきましては非公開といたします。よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、本報告については非公開とするこ

とにいたします。

それでは、「八尾市芸術文化推進基本計画策定について」、松田生涯学習課長、川添文化・スポーツ振興課長より報告させていただきます。

【松田生涯学習課長】 それでは、八尾市芸術文化推進基本計画策定につきまして、報告させていただきます。

本件は、「八尾市芸術文化推進基本計画」を策定するにあたり、文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき、教育委員会のご意見をお聴きするため、報告させていただくものでございます。詳しい内容につきましては、文化・スポーツ振興課より、ご説明申し上げます。

【川添文化・スポーツ振興課長】 それでは、お手元配付の報告資料①「八尾市芸術文化推進基本計画策定について」をご覧ください。計画の大きな方向性について、こちらの資料で説明させていただきます。

資料に記載させていただいております現状と課題を踏まえた、今後の芸術文化振興の基本的な方向性として、これまでの個々の鑑賞や活動に軸足を置いた展開から、つながりやひろがりに軸足を置いた展開に力を入れていくこととし、資料の下の図で示すような、市内の活動場所や活動団体がつながり、誰もがアクセス可能な芸術文化活動の有機的なネットワークを形成していくことを考えています。

これにより、活動や場所に関する情報の共有化が図られ、市民にとっては、より身近に、芸術文化に触れたり相談したりすることができ、鑑賞や活動に参加しやすくなり、さらに、ネットワークを活かした交流の活性化や他分野との連携も進むものと考えています。

・これらの方向性や役割などを示した「八尾市芸術文化基本条例」については、現在開会中の3月議会で承認いただければ、制定となる見込みです。

この条例に基づく具体的な行動を示す計画として、令和10年度までを計画期間とする八尾市芸術文化推進基本計画を策定しているところです。

次に、資料②をご覧ください。計画の概要についてポイントを絞ってご説明させていただきます。

4ページより計画策定の経緯及び目的を掲載しています。

5ページの図1をご覧ください。本計画の目標は、総合計画で定めているめざす姿と同じく、「芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり」としており、その達成のための7つの施策は、条例で規定する市の取組とリンクしております。

7ページに「計画で取り組む芸術文化の範囲」、8ページにこれまでの経過や「芸術文化」という文言を使用する理由について記載しています。

このたびの条例及び本計画では、国の法改正や市の機構改革による文化振興を担当する部局の一元化等により、これまで対象としてきた芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の範囲に、生活文化等も加え、基本的には、法律が規定する「文化芸術」と同じ範囲を対象とすることとし、保存・活用に関する条例・計画を別に備える文化財等のみ、対象外としています。

なお、生活文化等の活動初期段階については、生涯学習としての位置づけで、引き続き、

教育委員会が所管することとなっています。

続いて第2章「推進内容及び方法」について10ページをご覧ください。本計画では、条例に掲げる、芸術文化により人・場所・活動がつながっていく「創造と交流の基盤」の形成を図っていきます。

この基盤のことを「やおうえるかむコモンズ」と名付け、市民が親しみを持てる取り組みとして展開していきます。

本日は、これらの施策の中で、全ての施策のベースとなる施策1と、子ども達に関連する施策5について説明させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

施策1「芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備」についてですが、推進体制の整備、情報基盤の整備、コーディネーターの活動支援などにしっかりと取り組んでいくことで、先程資料①でご説明させていただいた、14ページにも示しておりますコモンズを実行性のあるものにしてまいります。

このコモンズを構成する活動場所の1つとして「学校」や「生涯学習センター」の教育施設も想定しています。

次に22ページをご覧ください。

施策5「芸術文化を通じた子どもの育み」についてですが、学校等や地域と連携し、子どもが芸術文化に触れる機会を提供します。学校等とは、学校と未就学児童施設を対象としています。

①「学校等と連携した芸術文化教育の推進」をご覧ください。

「市または文化会館で実施予定の事業」ですが、「アウトリーチによる子どもへの芸術文化体験の提供」と「文化会館での演劇無料招待」は学校との連携をもとにすでに実施している事業となります。今後、「芸術文化に関わる仕事の職業体験」も実施したいと考えています。

その下に、計画期間の7年間にコモンズが取り組むことが期待される事業イメージとして、「コモンズ内各所での社会見学の受け入れ」を記載しております。

その他、②地域の中で子どもが芸術文化に触れる機会の創出、③未就学児が芸術文化に触れる機会の創出について記載しています。

以降、28ページでは、リーディングプロジェクトとして、これから取り組んでいきたいと考えている重点的な取り組みを示し、29ページ以降では、計画の推進体制について示しています。以上が計画の説明となります。

次に、基本計画の策定スケジュールについて、4月に計画素案に対するパブリックコメントを実施した上で、6月に策定する予定としています。以上、報告事項の説明とさせていただきます。

【中山教育長】 本件につきましては、魅力創造部と教育委員会が連携した上で今後進めて行かなければなりませんので、本日、ご報告いただきました。先ほどの説明にもあったように、生涯学習については教育委員会で責任を持って進めて行かなければなりません。他の分野、特に説明いただいた子どもに関わる部分については、今後もしっかりと連携していきたいと考えています。

委員の皆様、何かご質問等ありましたらお願いします。

【水野委員】 職業体験と結び付けるということですが、中学校2年生の秋の職業体験で受け入れてということでしょうか。

【川添文化・スポーツ振興課長】 こちらは文化会館の指定管理者であります文化振興事業団からご提案いただいている事業内容にはなりますが、おっしゃっていただいているような学校の取組みと連携して進めていくということでお聞きしております。

【水野委員】 中学生が職業体験に行くというのは、神戸で始まった事業で、大変教育に有益ですし、そこで芸術文化に触れていくのは非常にいいことだと思います。ありがとうございました。

【中山教育長】 他の委員の皆様何かありますか、他には。

【岩井委員】 私は以前小学校現場にいたことがありますし、今も書道を勉強しておりますし、細々と作品も展覧会に出していますが、そのような立場から感想を言わせていただきたいと思います。

コロナ渦の影響を少し横に置いておいて、八尾の子どもたちは色々な芸術文化に生で触れる機会は学校だけではなく家庭や地域において、また大阪市も近いですし、たくさんあるとは思いますが、家庭によっては経済的な理由で参加や体験が難しい場合やそれから各家庭の好みで偏りがあつたりもしますので、学校で幅広い優れた芸術文化に直接触れる機会をたくさん計画的に作っていくということは、子どもたちの可能性の拡大、豊かな心、感性や創造性を育むという点からも非常に大事なことであると思います。それで学校におりましたときも、文化会館のアウトリーチによる子どもへの芸術文化体験の提供というような事業がありましたので、それは大いに利用をさせていただいて、学校としては大変ありがたかったですし、子どもたちにも大変好評だったということを感じております。この計画書の22ページ、23ページにも子どもへの芸術文化に関わる環境づくりの取り組みを、たくさん記載していただいておりますが、そのような取り組みが子どもたちの芸術文化への関心をぐっと深めて、おもしろそう、自分もやってみたいというきっかけになればと心から願っております。

以上です。

【中山教育長】 先ほど連携という話もしましたが、八尾市の文化芸術芸能祭を実行委員会形式ですが、教育委員会が所管していますので、今後の在り方等については、魅力創造部としっかりと連携して整理していかなければならないと考えておりますので、どうか引き続きお願いします。

新堂部長、この点について何かありましたらお願いします。

【新堂魅力創造部長】 今回、条例の制定、また計画の策定におきましては、学習という

部分で、まずスタート地点を生涯学習で担っていただいて、一定それが形になって、次の部分を魅力創造部の文化・スポーツ振興課の方で担うという整理をさせていただいてございます。そういった中で文化芸術芸能祭も、それぞれの講座の発表の部分とそれから市民の芸術芸能という部分と、しっかり役割を明確にしながら連携して展開してまいりたいと考えてございます。

【中山教育長】 どうかよろしくお願ひします。

他の委員の皆様、質疑等ございませぬか。

それでは、以上公開部分の審議は終了いたしました。傍聴の皆様、ありがとうございます。ここでご退場いただきますようによろしくお願ひいたします。

(傍聴者退場)

(以下、非公開報告)

(以下、非公開審議)

【中山教育長】 それでは、次に議案第9号「令和4年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議いたします。提案理由を万代次長より説明願ひします。

【万代次長】 それでは、議案第9号「令和4年度八尾市教育委員会の人事に関する件」についてご説明申し上げます。本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。提案の理由でございますが、令和4年4月1日付八尾市教育委員会事務局行政職の人事について、配置換え等を行う必要がありますので、本案を提出するものでございます。それでは、別添の資料をご覧ください。

(以下、資料に基づき説明)

【万代次長】 議決は、課長級以上でございますが、参考までに管理職以上の配置をお示ししております。以上、はなはだ、簡単な説明であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 行政職の配置は例年にも増して厳しいと伺っておりますが、いかがですか。

【万代次長】 現在、市長部局との人事交流を含め、協議を進めておりますが、教育委員会事務局行政職の配置は、中学校給食の全員喫食や望ましい就学環境の取り組みに向けた準備など新しい事業がある中、厳しい状況でございます。本市全体でも、職員数の削減が課題となっており、行政職の新規採用者はあるものの、欠員がでる状況でございます。行政職の配置につきましては、事務局内での柔軟な対応により、これまで同様、教育職の配

置を踏まえ、適材適所の配置に努めてまいります。

【村本教育長職務代理者】 本議案は、課長級以上の議決ということですが、前年度にもお願いしていますが、教育を取り巻く諸課題を踏まえ、適切な配置と職員の人材育成に努めていただくようお願いします。

【万代次長】 職員配置につきましては、今、いただきましたご意見を踏まえ、適材適所の配置に努めるとともに、さらに、人材育成に努め、組織力の向上を図ってまいります。

【中山教育長】 ほかに質疑はございませんか。ないようでしたら、採決に移らせていただいてよろしいですか。議案第9号につき、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第9号「令和4年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。それでは、3月定例教育委員会を終了します。